配当公告

富山県魚津市三ヶ字砂田二二七番地三六
破産者　有限会社和泉屋食品

右の者に対する富山地方裁判所平成二十九年（フ）第一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九七、四八〇、五八四円

一、配当することのできる金額
金一二、七八〇、七七〇円

平成三十年三月七日
富山市磯部町二丁目三番二六号
破産管財人　栗本　正貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市恵比須四丁目一番、最後の住所北海道稚内市恵比須三丁目三番六号
被相続人　亡　高瀬　雅樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道河東郡音更町字東音更西二線四四番地、最後の住所北海道河東郡音更町字東音更西二線四四番地一九
被相続人　亡　久保　旭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
北海道帯広市西三条南二三丁目一〇番地
相続財産管理人　野村　一仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市中国分五丁目一八番、最後の住所千葉県市川市柏井町一丁目一〇七三番地ウエルピア市川　被相続人　亡　竹田　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
事務所　秋田市八橋三和町二番一号
相続財産管理人　司法書士　石井　寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平馬目字池田二七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　愛川　敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
福島県いわき市平字田町六三番地の八
相続財産管理人　弁護士　湊　一将

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三沢市谷地頭二丁目一六九番地、最後の住所青森県三沢市谷地頭二丁目七一〇番地一号　被相続人　亡　織笠　信之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
福島県南相馬市中村字桜ヶ丘五六番地の一
ＴＫウェルネス桜ヶ丘二〇二号相馬ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾　政治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市常盤町一一六番地、最後の住所群馬県高崎市柳川町一三七番地一
被相続人　亡　馬場　伊平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
群馬県高崎市請地町一一番地六　二階
相続財産管理人　弁護士　栗原　秀和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市南三丁目一六五番地四、最後の住所埼玉県久喜市南三丁目三番三二号
被相続人　亡　佐藤　広一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目六番一三号　全埼玉県パンビル三階Ａ号　くすのき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上原　伸幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区大京町三一番地六、最後の住所千葉県我孫子市船戸一丁目一番一三―一〇四号グリーンテラス我孫子
被相続人　亡　福岡　雅彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
事務所千葉県柏市中央町六番一九号　コープビル柏四階　柏綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宇田　章吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区花見川七番、最後の住所千葉市花見川区花見川七番八棟三〇二号
被相続人　亡　栗原　利男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
事務所千葉市中央区中央四―八―八　日進ビル五〇二　やまとばし法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内藤　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区堀切一丁目四九番地一、最後の住所東京都葛飾区堀切一丁目一五番一号
被相続人　亡　保科　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
東京都港区愛宕一―三―四愛宕東洋ビル五階芝綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　工藤　英知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区春日町三丁目二一三六番地七、最後の住所東京都練馬区春日町三丁目三一番三号　被相続人　亡　小林　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日
事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号　今朝ビル九階辻誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦　修

第３期決算公告

平成30年３月７日
東京都品川区北品川五丁目５番15号
株式会社ジーワンダッシュ
代表取締役　佐藤　舞子

貸借対照表の要旨
（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,607
	資産合計	38,607
負債及び純資産の部	流動負債	22,905
	株主資本	15,702
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,702
	その他利益剰余金	5,702
	（うち当期純利益）	(4,670)
	負債・純資産合計	38,607